

↳ 無申告加算税の取扱い

Q : 法人税の申告は、期限内に申告書の提出と納税をしなければならないとのことですが、申告書の提出が手違いで遅れた場合はどうなりますか？

A : 原則として無申告加算税が課せられますが、一定の場合には課せられないこととなっています。

【解説】

国税通則法では、期限後申告書の提出があった場合その他一定の場合には、原則として、申告等に基づいて納付すべき税額に15%の割合を乗じて計算した無申告加算税を課すこととされています。

しかし、近年、納付すべき税額は納期限内に納付していたにもかかわらず、申告書だけが事務的な手違いで期限後に提出されるという事例が見受けられたことから、こうした場合にまで無申告加算税を適用するのはどうかという議論があり、次のいずれもの要件を満たす場合に限り、対象としなくてもよいということになりました。

- ① 自主的な期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合で、かつ、無申告加算税の不適用制度の適用を受けていない場合
- ② ①の期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限までに納付されている場合

